



発行所 ☎730 - 0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 12月号

広島労働局・建設防広島県支部合同パトロール 建設業年末年始労働災害防止強調期間に実施

平成27年度建設業年末年始労働災害防止強調期間（平成27年12月1日～平成28年1月15日）の始まった12月2日、広島労働局と建設防広島県支部合同のパトロールを実施しました。今回は昨年8月に土砂災害があった広島市安佐南区八木地区の「広島市西部山系深溪流砂防堰堤工事」の2現場をパトロールさせていただきました。当日は広島労働局より倉持労働基準部長、奥原健康安全課長と作田産業安全専門官、建設防広島県支部から檜山支部長、常任委員5名と事務局長が参加しました。広島合同庁舎における出発式の後、現場に移動し、広電建設(株)の現場所長様から説明を受けた後、パトロールを実施しました。

現場には2つの工区内に3カ所の堰堤設置工事箇所があり、基底部の機械掘削作業が行われていました。警報、避難設備、訓練等の土石流対策、地山の切取箇所の点検、崩壊防止措置などの安全対策、車両系建設機械の点検、立入禁止措置、安全通路の配置等の状況について、パトロールを行いました。しっかり対策が行われていました。新規入場者アンケート用紙に「フィンガーチェック運動」実施の協力依頼の項目があり、KYシート裏面に「フィンガーチェック 10」を掲載する等の工夫がされていました。年末年始労働災害防止運動を推進していただき、工事完成まで無災害を続けていただくようお願いしました。



出発式風景



現場風景



出発式風景



現場風景

目

広島労働局・建設防広島県支部合同パトロール	1
安全衛生推進大会案内	2
行政トピックス	
技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）	3
～中小総合工事業者等の皆様へ～	
安全管理士による安全パトロール（個別指導）を 実施しませんか（無料）	4

次

足場の組立て等の作業に従事する皆様へ	4
今年の災害事例に学ぶ1	
下水管敷設作業で土砂崩壊2名死亡2名負傷	5
今年の災害事例に学ぶ2	
民家のガス管切断作業で酸欠・ガス中毒災害	6
労働災害発生状況	7
講習・行事コーナー	
（平成27年12月～平成28年3月）	8

第18回広島県建設専門工事業者団体等 安全衛生推進大会

と き 平成28年2月4日(木) 13:20~

ところ 広島YMCA「国際文化ホール」(広島市中区八丁堀7-11)

大会趣旨

建設業労働災害防止協会では、平成6年度より平成22年度までは厚生労働省の委託事業により、その後は広島県支部自主事業として「専門工事業者安全管理活動等促進事業」を推進してまいりました。その一環として、標記大会を開催しております。

専門工事業に所属し、建設工事現場の最前線で、直接作業に従事される作業の方が被災されることが多いことを踏まえ、専門工事業の事業者自らの積極的な安全衛生管理活動を促進することを目的として開催するものです。

広島県内の建設業における労働災害に占める専門工事業所属労働者の発生割合は依然として高く、自主的な安全衛生管理活動をより積極的に推進していくため、経営首脳を始め関係者の安全衛生意識の高揚を図り、労働災害の確実な減少に資するために、専門工事業者18団体と建災防広島県支部が一緒になって、本大会を開催いたします。今回は「改正された足場の新対策とハーネス型安全帯」についてのセミナーを計画しました。

主催 広島県建設専門工事業者団体等18団体

建設業労働災害防止協会広島県支部

後援 広島労働局

大会次第

開会のことば	専門工事業者団体の代表者
開会挨拶	建設業労働災害防止協会広島県支部長
後援者挨拶	広島労働局長
来賓祝辞	中国地方整備局長
功労者表彰	40名以内
受賞者謝辞	受賞者代表
祝辞	広島労務研究会幹事長

安全衛生セミナー

「施工現場の安全力を高める」

- ・足場関係の改正安全衛生規則のポイント
- ・胴ベルト型からハーネス型安全帯への移行に向けて(背景と使用方法)など

講師 建設業労働災害防止協会 主任安全管理士 山崎弘志 氏

閉会のことば 専門工事業者団体の代表者

行政トピックス

(国土交通省建設産業局)

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について(依頼)

○新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの開設

現場技能労働者の適切な賃金水準の確保は、建設業の持続的な発展のためには、極めて重要な課題として、国交省は平成25年4月以降3度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度建設業関係団体あて、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう要請し、行政や業界をあげて取組むこととしています。

引き続き細やかな賃金調査を行うとともに、「建設業新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」の開設などで、法定福利費の内訳を明示した見積書を下請企業から元請企業に提出するよう促進を図るため「標準見積書」の一斉活用を開始などの要請措置を講じてきました。

発注者と元請人との請負契約に関する問題、元請人と下請人との取引に関する問題などに疑問があればこの「相談ダイヤル」で相談ができます。

○雇用に伴う必要経費の参考公表(試行)

公共工事設計労務単価が、賃金以外の雇用経費が含まれていると誤解があり、雇用に必要な経費分の値引きを強いられる結果、賃金が低く抑えられる場合があるとの指摘もあります。

このため、国交省では、「雇用に伴う必要経費を含む金額の試算例」を参考として公表しております。

建設労働者等が受け取る賃金を基にして設定している「公共工事設計労務単価」には、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費、つまりその他の人件費といわれる必要経費(各種社会保険等法定福利等一全国調査による試算平均値で23%、安全管理費等現場作業における経費一同上の調査試算平均値で18%、つまり、賃金を100%とすれば、福利厚生費等(23%)、現場作業経費(18%)の計41%が別途必要な経費として計上する必要があるため、公共工事設計労務費単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を並列表示し、公共工事設計労務費単価には、必要経費が含まれていないことを明確化することが求められます。



建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行)

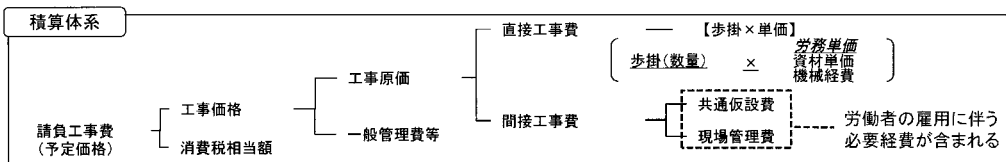


現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分[※]は含まれていない

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

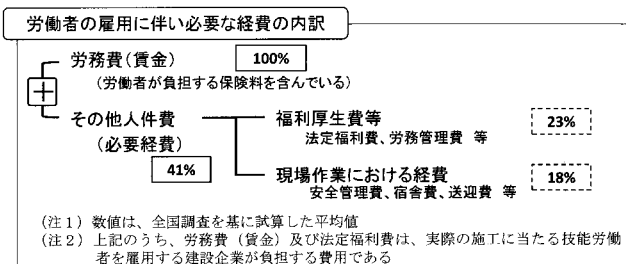


課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
(下段) : 公共工事設計労務単価+必要経費

～中小総合工事業者等の皆様へ～ 安全管理士による安全パトロール(個別指導)を実施しませんか(無料)

安全管理士は、安全のプロフェッショナルです。土木・建築工事等の様々な現場の安全パトロールに対応できます。また、パトロール結果を外部に公表することはありません。

安全パトロールは国からの支援により実施しますので、現場までの交通費、パトロール(個別指導)等にかかる費用はすべて無料です。

お申し込みの際は、本部に派遣可能日等を確認し、派遣要請書でお申込みください。

(用紙は広島県支部にあります。)

安全管理士にかかる安全パトロールの詳細は、建災防本部あて(03-3453-0464)か、建災防広島県支部(082-228-8250)までお問合せ下さい。

中小総合工事業者等の皆様へ! (無料)

安全水準向上のため
安全管理士による安全パトロールを実施しませんか?

安全第一

安全管理士による安全パトロールを実施しませんか?

土木工事

建築工事

土木建築工事

安全パトロール(個別指導)は無料です!

安全管理士は、安全のプロフェッショナルです。土木・建築工事等の様々な現場の安全パトロールに対応できます。また、パトロール結果を外部に公表することはありません。

安全パトロールは国からの支援により実施しますので、現場までの交通費、パトロール(個別指導)等にかかる費用はすべて無料です。

お申し込みの際は、本部に派遣可能日等を確認し、派遣要請書でお申込みください。

(用紙は広島県支部にあります。)

安全管理士にかかる安全パトロールの詳細は、建災防本部あて(03-3453-0464)か、建災防広島県支部(082-228-8250)までお問合せ下さい。

建設業労働災害防止協会

足場の組立て等の作業に従事する皆様へ

建災防では「特別教育(3時間・6時間コース)」を開催しています。

事業場・団体等で受講希望される場合には、出張講習(委託講習)をいたします。

「足場の組立て等の特別教育」対象の足場には「高さ」制限がありませんので2m未満の足場の組立て等の業務(脚立足場、ローリングタワー等)も特別教育の対象になります。

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する方を対象として特別教育(労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条)が義務づけられました。現場で作業のため一部変更、組立てなどの業務に従事することがある方は、当該作業に従事する前に必ず特別教育を受講しましょう。

足場の組立て等特別教育は、猶予措置が定められ、平成27年7月1日の時点で足場の組立て等の従事経験がある方は、平成28年6月30日までの2年以内に、3時間の短縮教育を受ければよいこととされています。(それ以外の方は6時間となります。)

建災防広島県支部では7月より県内各地で足場の組立て等の特別教育を実施しております。(詳細は本誌巻末の講習等予定表、ホームページをご覧ください。)

また、事業場や事業者団体、協力会などでまとめていただき、指定された会場に出向いての出張講習も承っておりますので、当支部・各地分会までご相談ください。

今年の災害事例に学ぶ1

下水管敷設作業で土砂崩壊2名死亡2名負傷

本年10月に山口県内のスーパー新築工事現場で、下水管を掘り出す作業中に土砂が崩壊し、作業中の1名が生き埋めになり、救出のため同僚3名が穴に立ち入ったところ再び土砂が崩壊し、作業者と救助に入った2名が死亡、もう2名が負傷する重大災害が発生した。

事故発生当時、ショベルカーを使って掘削作業を行い、古い下水道管と新しいものと取り換える作業をしており、長さ5m幅2.5m深さ3mの穴に入って下水道管の接続状況を確認中、側面の土砂が崩れた。穴の周囲には崩壊を防止する土止め支保工は設置されていなかった。

同種の事例が「職場のあんぜんサイト」に掲載されており、災害事例を考えてみる。

この災害は、下水管理設工事のために行われた溝掘削作業において土砂が崩壊して発生したものであり、宅地造成工事の一部として行われ、既設の汚水本管（ヒューム管、直径25cm）に枝管（塩ビ管、直径15cm）を取り付けるものであった。溝をドラグショベルで掘削し、縦3m横2m深さ2.7mの掘削穴に立ち入って、管取付けのため土被りをシャベルで手掘りしていたところ、掘削側面が縦2.5m横1.3m深さ2.7メートルの三角錐状に崩壊し1名が生き埋めになり死亡したものの。

この災害の原因としては、次の5点が考えられる。

1. 地山がほぼ垂直に掘削されていたこと。
2. 土止め支保工等の崩壊防止対策が全く講じられていなかったこと。
3. 掘削土砂により法肩の上載圧が増加していたこと。
4. ドラグショベルの作業振動が作用したこと。
5. 地山掘削・土止め支保工作業主任者が選任されていなかったこと。
6. 安全な作業計画が策定されていなかったこと。

再発防止の対策としては、以下の5点が考えられる。

1. 手掘りによる作業は、掘削面を安全な勾配とすること。
2. 崩壊の危険がある場合には、土止め支保工等の崩壊防止措置を講じること。
3. 資格のある作業主任者の指揮のもとに作業を行うこと。
4. 作業箇所及び周辺の地山の事前調査を行って、作業方法を検討すること。
5. 上記結果を踏まえ、作業計画を定め、これに基づき作業を実施すること。



土砂が崩れ、2人が死亡した工事現場

（写真は中国新聞より）

（職場のあんぜんサイト：災害事例を参照）

今年の災害事例に学ぶ2

民家のガス管切断作業で酸欠・ガス中毒災害

本年8月県内の空き家の解体工事現場で、ガス管の切断作業をしていた作業員が、ガス管切断のために掘った縦横0.6m深さ1メートルの穴の中で倒れているのをもう1人の同僚が発見したが、死亡が確認された。

被災者は同僚1名と2人で地中にあるガス管を切断して取り出したり、管をふさいだりする作業をしていたが、同僚が現場から離れ、しばらくして戻ったところ、掘削した穴の中に倒れこんでいる被災者を発見したものの。

切断したガス管からガスが漏れたものと思われる。

この事例に類似した災害が、建災防の酸欠硫化水素危険作業主任者技能講習テキストの中で、「ガス管補修作業中での空気とガスとの置換による酸素欠乏の事例」として掲載されており、考えてみたい。

テキストの事例は、給水管施設工事現場において、破損したガス管の補修作業中に、作業員1名でガス供給元側の破損部を切断し栓をした後、家庭側のガス管にパッキンとネジをセットする作業を行っていたが、ガス管からプロパンガスが漏洩しており、ガスにより空気が置き換えられて発生した酸欠空気を吸って被災したものである。

このような災害の原因としては、次の5点が考えられる。

1. 本管に設けられているバルブを閉めてから作業をしていなかった。
2. 作業手順が定められていても、手順どおり作業されていないこと。
3. 単独作業時であった。
4. 換気を行わなかった。
5. 作業員が、酸素欠乏症の危険性についての認識が乏しかったか、軽視していた。

再発防止の対策としては、以下の5点が考えられる。

1. 補修作業の対象ガスの種類（拡散する天然ガスか地中に溜まるプロパンガスか）に応じ、作業方法が明確となる作業手順を作成し、これに基づき作業させること。
2. 酸素欠乏危険作業主任者を選任し、決められた職務を行わせること。
3. 酸素欠乏危険作業特別教育を修了した者を作業に就かせること。
4. ガス管の補修作業を行わせる場合は、ガスの元栓を閉める等、ガスを完全に遮断する。
5. ガスの漏出等により空気中の酸素濃度が18%未満になる可能性がある場所では、換気を行い、空気中の酸素濃度を18%以上にするか、作業員に空気呼吸器などを使用させる。



(図は酸欠作業主任者テキストから)

平成26年・27年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成27年10月末現在)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来	崩壊	突かれ	はさまれ	切れ	踏み	高温・低温	有害物質	感電	火災	交通事故	動作の	その他	合計
平成26年	(2) 80	23	(1) 8	30	6	(1) 14	(1) 25	(1) 26	1	6	1	1	0	(1) 11	13	1	(7) 246
平成27年	(1) 83	25	13	(1) 22	7	11	(1) 22	23	2	0	1	0	0	9	14	0	(3) 232

()内は、死亡の内数

平成26年・27年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成27年10月末現在)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成26年			平成27年			増減数	平成26年			平成27年			対前年増減数	対前年増減率 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	6	630	636	7	683	690	54	2	67	69	2	65	67	-2	-2.9	9.7
呉	1	189	190	1	192	193	3	0	26	26	0	20	20	-6	-23.1	10.4
福山	5	449	454	3	432	435	-19	2	46	48	0	42	42	-6	-12.5	9.7
三原	2	120	122	3	110	113	-9	2	14	16	0	16	16	0	0.0	14.2
尾道	1	148	149	1	168	169	20	0	18	18	0	20	20	2	11.1	11.8
三次	2	155	157	2	123	125	-32	0	21	21	0	16	16	-5	-23.8	12.8
広島北	1	246	247	2	255	257	10	0	25	25	0	33	33	8	32.0	12.8
廿日市	1	196	197	2	201	203	6	1	22	23	1	17	18	-5	-21.7	8.9
合計	19	2,133	2,152	21	2,164	2,185	33	7	239	246	3	229	232	-14	-5.7	10.6

平成27年建設業死亡災害発生状況

広島労働局 (平成27年10月末現在)

No.	発生	業種	性別	年齢(歳代)	職種	経験(年数)	事故の型	起因物	災害発生状況
1	7月	建設業	男	30代	作業員	21	はさまれ、巻き込まれ	トラック	送電線施設の新設工事現場において、管理用写真を撮影中、後進してきたトラックに轢かれた。
2	8月	建設業	男	10代	作業員	1ヵ月	墜落、転落	開口部	6階建てビルの解体工事現場において、屋上階で材料等の運搬作業中、解体ガラを投棄するための開口部から1階まで約21メートル墜落した。
3	10月	建設業	男	50代	解体工	7	飛来、落下	玉掛用具	解体現場において、移動式クレーンを用いて足場材をトラックの荷台に降ろす作業中、吊っていた鉄パイプが荷崩れし、落下して下敷きになった。

平成27年度講習計画

(平成27年12月～平成28年3月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者・運転技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
2月15～16日	福山市	福山	1月20～21日	広島市	広島	2月19～20・22日	広島市	支部
3月9～10日	広島市	広島						
地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会	建築物の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会
2月16～18日	広島市	広島	1月13～14日	福山市	福山	2月3～4日	広島市	広島

特別教育等の日程

巻上げ機運転業務	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
1月19日	広島市	広島	12月15日	広島市	広島	2月17日	呉市	呉
			1月20日	呉市	呉	3月8日	広島市	広島
アーク溶接等業務	実施場所	受付分会	振動工具取扱作業	実施場所	受付分会			
12月16～17日	広島市	広島	3月2日	福山市	福山			

足場の組立て等特別教育(3時間)

開催日	実施場所	受付分会	開催日	実施場所	受付分会	開催日	実施場所	受付分会
12月17日	三原市	三原	1月17日	広島市	広島	2月3日	呉市	呉
			26日	広島市	広島	26日	広島市	広島
			28日	福山市	福山	3月13日	広島市	広島
						23日	広島市	広島

足場の組立て等特別教育(6時間)

開催日	実施場所	受付分会	開催日	実施場所	受付分会
12月16日	広島市	広島	2月23日	福山市	福山

職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
1月27～28日	広島市	広島	2月24日	広島市	広島	2月25日	広島市	広島
2月25～26日	呉市	呉						
3月3～4日	福山市	福山						
16～17日	広島市	広島						
木造解体作業指揮者教育	実施場所	受付分会	車両系(整地等)運転業務従事者教育	実施場所	受付分会	足場能力向上教育のみ	実施場所	受付分会
2月5日	福山市	福山	2月10日	福山市	福山	12月18日	福山市	福山

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252
呉分会(0823)22-6886
福山分会(084)24-4320

三原分会(0848)63-9920
尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391
廿日市分会(0829)31-0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~khn62/>